

第 4 章 防災計画

- 1 防火・防犯計画
- 2 耐震対策
- 3 耐風対策
- 4 雪害対策
- 5 その他災害対策

第 7 図 防火区域・防火対象建造物

第4章 防災計画

1 防火・防犯計画(図7参照)

(1) 防火計画

ア 当該文化財の燃焼特性

伊藤家住宅主屋は、木造平屋建、茅葺屋根の建造物であり、燃焼性は高い。

また第2章に定める通り、イロリを使用した日常の燻煙作業があり、活用上、地域のサロンとしての利用があることから、建造物内部での火気管理には注意が必要である。

また、主屋に近接する納屋(旧馬屋)は、木造平屋建、茅葺屋根の建物であり、やはり燃焼性は高い。

当該文化財の燃焼性(規模・構造)

主屋 桁行13.7m 梁間8.7m 寄棟造 茅葺 南面及び北面土庇付

イ 延焼の危険性

伊藤家住宅敷地内には、旧馬屋が移築整備されている。旧馬屋は、木造平屋建、茅葺屋根の建造物であり、燃焼性は高い。現状では内部での火気使用はないが、今後の利用状況によっては、内部からの発火の虞もある。

納屋(旧馬屋) 桁行5.6m 梁間4.8m 寄棟造 茅葺

周辺の建造物としては、南東方20m程に民家があり、その他10棟余が散在して集落をなしている。

また、敷地周辺には雑木林があり、山林火災の危険性は高い。また、周辺農地における野火の使用も見受けられる。

ウ 防火管理の現状と利用状況による課題

日常の管理は地元の保存会に委託しており、日常的な防火管理も併せて実施していく。

所轄消防署からは約18kmに位置し、通報から消防隊の到着まで約30分を要するため、火災の早期発見と有効な初期消火活動が肝要である。

活用計画内において不特定多数の人々の利用を計画しているため、防火管理計画にそった火災の予防と早期発見及び初期消火の徹底、火気の使用箇所の限定(囲炉裏部分のみ)が必要である。

平成18年度に国庫補助事業により、自動火災報知設備および貯水槽・放水銃等の消火設備を設置し、併せてインターネット回線を利用した遠隔監視を可能としている。

課題としては、管理人が高齢者を中心としており、消火設備等の使用方法について定期的な訓練が必要である。また遠隔監視システムの利用者に対して、災害時の対処方法を周知する必要があり、併せてシステムのメンテナンスに注意を要する。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の氏名及び住所

名 称 岩手県花巻市

担当部局 岩手県花巻市教育委員会

住 所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

電話番号 0198-45-1311

イ 防火管理区域の設定

公有化されている伊藤家住宅敷地内とする。

ウ 防火環境の把握

公有化されている伊藤家住宅敷地内とする。

エ 予防措置

火気などの管理

管理人及び来訪者に対して火気使用範囲と喫煙範囲を限定し、明示する。

通常管理における火気の使用に対しての管理及び後始末を厳重にし火災を未然に防ぐ。

可燃物の管理

敷地内の清掃による可燃物の除去及び整理整頓の徹底。

日常管理に使う薪等の保管場所の限定。

警備

公開期間及び公開時間内においては特に火気管理を厳重にする。夜間に関しては周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、室内は施錠により管理する。

安全対策

- ・排煙 建造物内に開放できる部分があることから、排煙については問題ない。
- ・避難 緊急時の避難口としては、「どま」の南側入口及び「まや」の南側大戸口とするが、小規模な木造建造物であり、各居室の開口部からの避難も可能である。避難誘導先は、東側ポンプ室前広場とする。

オ 消火体制

火災の通報及び初期消火は管理人によるほか、遠隔監視システムを利用し、所有者による消火設備の遠隔起動が可能である。

消火作業は、花巻消防署東和分署及び地元消防団による。

消火訓練は、所有者及び管理人による訓練を毎年2回以上実施する。また地元消防団等と連携した訓練を年1回以上実施する。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

き損・放火・盗難等に係る事故歴なし。

イ 事故防止のための措置及び今後の対処方法

公開期間及び公開時間内においては管理人による巡回の実施(説明等を通し、来訪者と会話することによる人物把握等)。夜間または閉館期間中については、施錠による管理で対応する。併せて遠隔監視システムにより随時監視する。

(4) 防火設備計画

ア 防火設備の必要性

伊藤家住宅は、所轄消防署である花巻消防署東和分署から約18kmに位置し、通報から現場到着まで30分程度を要する。地元消防団が組織されているが、日中は勤務者が多く、即応が困難な状況である。

消防水利は伊藤家住宅の近傍に公設消火栓がなく、防火水槽は同住宅より約15mに位置するが、上記のとおり初期消火には利用困難である。

このような状況から、平成18年度には、国庫補助事業により、防災施設整備を実施した。設備

の概要は下記の通りである。併せてインターネット回線を利用した遠隔監視システムを整備し、所有者が常時、建造物の状況を把握できる環境を整えた。

これらの防災設備の機能を良好に維持していく必要がある。

イ 防災設備の概要

自動火災報知設備

伊藤家住宅は指定文化財建造物として、消防法の防火対象物に指定されており、自動火災報知設備の設置が義務付けられている。(消防法施行令第21条)

受信機(P-1-10L)1面、感知器(差動分布型3個、差動スポット型4個)、空気管355m

消火設備

重要文化財(建造物)として、自主設置した設備で、消防法上の設置義務はない。

貯水槽は放水銃2基と消火栓に対して、60分以上の送水能力を持つ。送水はディーゼルエンジン・ポンプにより、停電時にも消火活動が可能である。放水銃はポンプの起動と同時に放水を開始する自動放水型とし、放水圧自動開口型のステンレス製格納箱で保護している。送水管は埋設部では耐震性を考慮して高密度ポリエチレン管を用いた。

貯水槽への給水は、伊藤家住宅敷地に導入された湧水を利用する。

また、消防法により義務設置となっている消火器2本を住宅主屋内部他に設置する(消防法施行令第10条)。

貯水槽RC造(75t)、ポンプ室CB造、ポンプ1台、ディーゼルエンジン原動機

放水銃水圧開放地上式2基(40A消火栓併設)

機器使用者側設置設備(花巻市教育委員会・東和総合支所)各1セット

遠隔地防災防犯システム用サーバー(パソコン)、防災機器制御用スイッチ盤

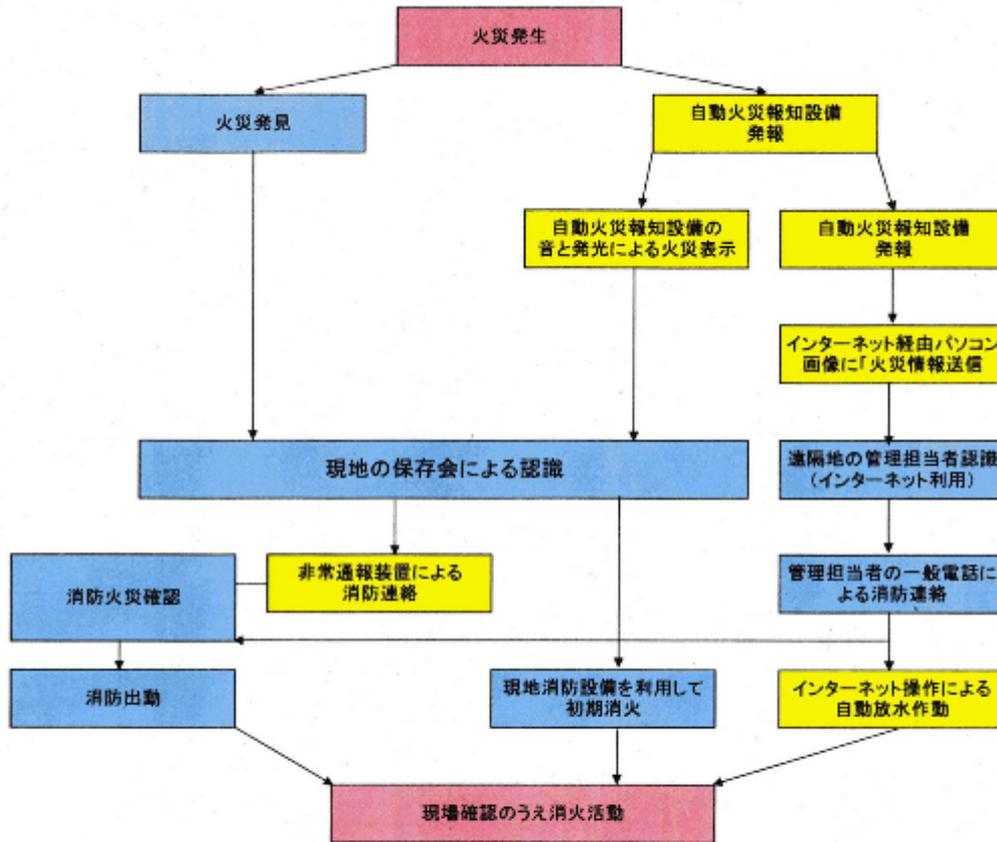
ウ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、自動火災報知設備については消防法に定められた点検を、また消火設備については、これに準じて点検を実施する。併せて管理委託契約に防災設備の日常点検を設定し、機器の目視点検及びポンプの起動点検等を実施し、設備の維持・構造・不良事項などを的確に把握するとともに、使用予定者(管理者・管理委託先)の共通理解の徹底を図ることにより、設備の機能が最良の状態での維持管理ができるよう努力する。

また設置する消火用ポンプ室の水源については、湧水を利用し、オーバーフロー形式で常時一定量を溜めておく方式を採用し、ポンプ室及び貯水槽については定期的に清掃委託料を予算化し、災害時に影響がでないよう適切に維持する。ポンプ室の内部は常に整頓に心がける。燃料等多量の可燃物を貯蔵しない。また管理に用いる清掃道具等は持ち込まない。

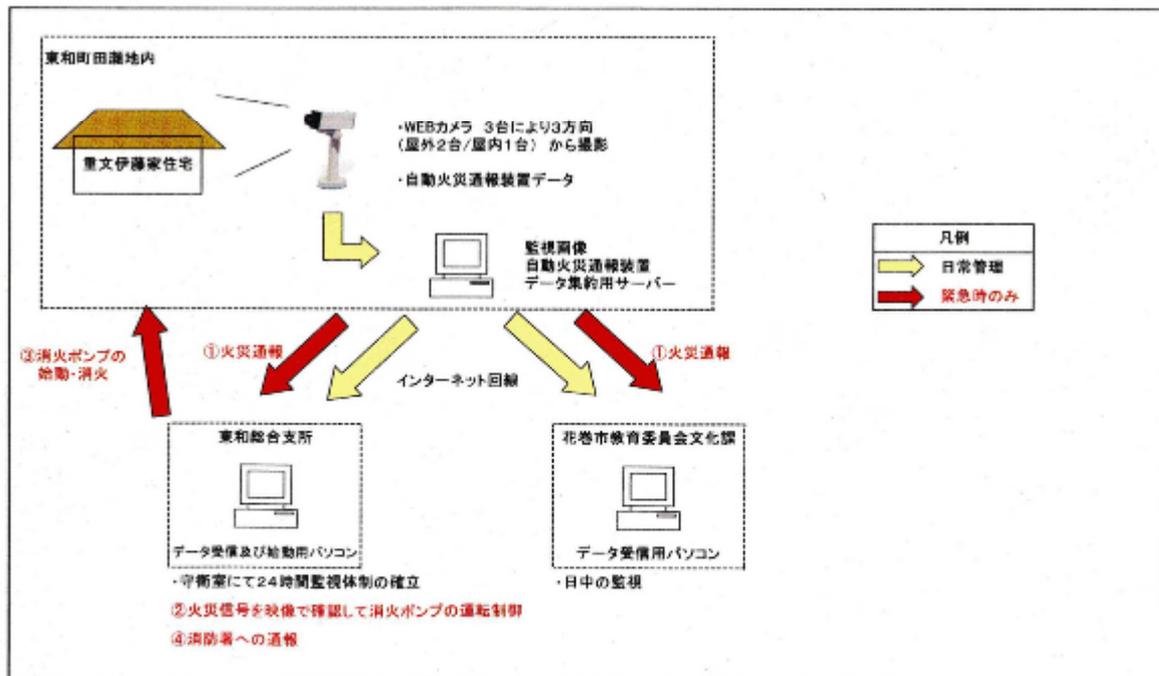
自動火災報知設備及び消火設備に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁に報告する。(「文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱」第4条特殊条件(18)に基づく)

火災発生時対応フロー



凡例	
	システムの動き
	人の動き

システム概要と作動の流れ



2 耐震対策

(1) 耐震診断

ア 地震時の安全性に関わる課題

平成17～18年度に保存修理工事を実施しており、構造的には健全な状態にある。ただし、建造物耐震診断は未実施である。

イ 今後の対処方法

建造物の耐震性の確認のため、「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(文化庁)に基づき、所有者診断を実施する。所有者診断の結果に基づき、基礎診断・耐震補強について検討する。

(2) 地震発生時の対処方針

地震発生後の関係者がとるべき行動としては、以下の内容について、所有者及び管理委託先が行動できるよう周知の徹底を図る。

ア 見学者及び施設利用者の避難誘導

イ 火災防止のための措置(囲炉裏等の使用中止)

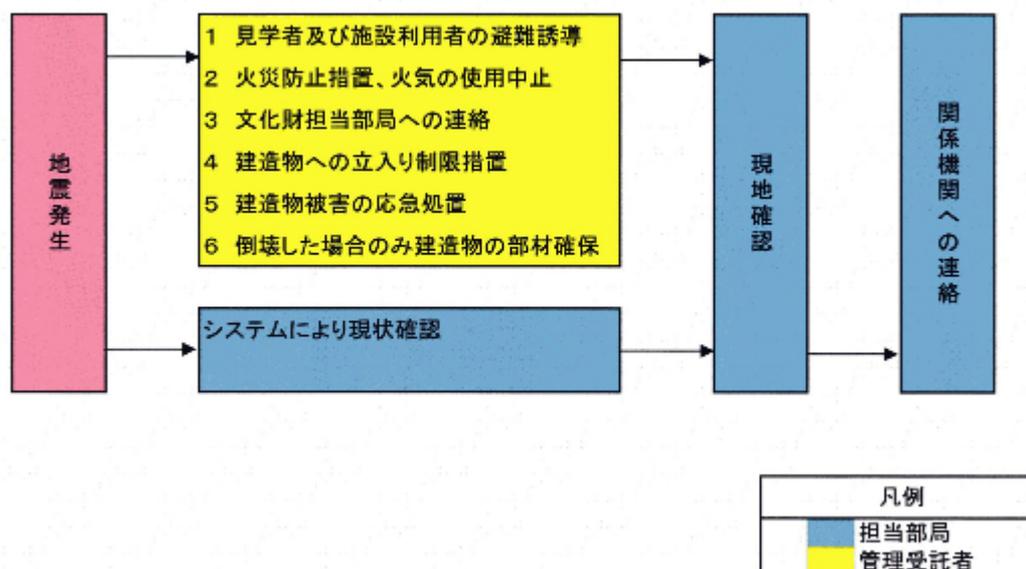
ウ 当該文化財関係者への連絡

エ 倒壊の危険性のある場合は、建造物周辺への立入りを制限

オ 傾斜した柱や落下の虞のある梁等には支柱、屋根の毀損には養生シート等で応急処置を実施

カ 倒壊した場合には、建造物の部材を確保

地震発生時の行動フロー



3 耐風対策

(1) 被害の想定

ア 被害の想定

平成17～18年度に保存修理工事を実施しており、文化財建造物として良好な状態に修復されている。

台風等の強風時には、屋根茅の飛散、建具の毀損等の被害が想定される。また、北面および東面の格子窓からの吹込みにも注意が必要である。

イ 今後の対処方針

強風下での茅の飛散を防止するためには茅葺屋根を健全に維持する必要がある。そのため、差し茅や部分葺替等を適切に実施する。住宅主屋北側の防風林は、その機能を十全に果たすよう、また倒木・落枝等により文化財建造物に被害を生じないよう樹勢に注意して管理し、必要に応じて樹種の変更等を検討する。災害の発生が予想される気象条件下では、通常の公開・利用を中止し、必要な対策を行う。建具等が毀損した場合は、部材の確保に努めるとともに、被害が拡大しないよう応急の措置をとる。

4 雷害対策

(1) 予想される災害

ア 被害の想定

伊藤家住宅の所在する田瀬覚間沢地区における年間降雪量は 20～30 cm、最大積雪深は 55～60 cm で、花巻市内でも雪の多い地域である。茅葺屋根や外壁、建具に毀損の虞がある。また冬季間も地元住民による利用を想定しており、敷地内の除雪の必要もある。

イ 今後の対処方針

外壁の土壁の保護のために、冬季間は雪囲いを実施する。

屋根面への荷重が過大とならないよう、適宜専門業者等に委託し、雪下ろしをする。

融雪期には屋根からの落雪に注意し、雪塊による茅の脱落が生じないよう、屋根茅を健全に維持する。建造物周辺の除雪を適宜実施するとともに、防災設備の機能が維持できるようポンプ室、放水銃周辺の除雪管理に努める。

周辺樹木への積雪による落枝に注意する。

(2) 当面の改善処置と今後の対処方針

公開期間のみでなく地域のサロンとしての活用を計画していることから年間通しての活用は可能とするが、冬季間においては利用時のみ開館するものとする。なお冬季間の環境管理については遠隔防災防犯システムを活用し適宜対応する。

また降雪による屋根等への負担を考慮し、冬期間には適宜建造物周辺の除雪作業の実施及び室内での燻煙作業を行い屋内温度の上昇をねらう。

5 その他の災害対策

(1) 予想される災害

雷害による被害歴はない。また出水、土砂崩れ等の水害による被害歴はない。

(2) 今後の対処方針

現在、避雷設備は設置していないが、防災施設の設置により、落雷または誘導雷による設備被害が発生する危険性はある。今後の経過に注意していく必要がある。

土砂災害等については、地域の災害対策の中で検討する。

